

第4期中期計画及び令和4年度年度計画の変更(案)について

- 1 「デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和3年 12 月 24 日閣議決定)」及び「情報システムの整備及び管理の基本的な方針(令和3年 12 月 24 日デジタル大臣決定)」を踏まえ、独立行政法人通則法第 29 条第1項に基づき、主務大臣から第4期中期目標について変更する旨の指示を受けたことに伴い、第4期中期計画(同法第 30 条第1項)及び令和4年度年度計画(同法第 31 条第1項)の変更が必要となった。
- 2 このため、第4期中期計画及び令和4年度年度計画に、
「情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年 12 月 24 日デジタル大臣決定)に則り適切に対応するとともに、PMOの設置等の体制整備を検討する。」
旨を記載。
- 3 併せて、元号(平成→令和)を変更。